

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針 H26.3 より－

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1)本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2)本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3)本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、町、町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

## 3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

### ○ほめて伸ばす教育

ほめて伸ばす教育を進めることにより、生徒の多面的な能力を引き出します。そして、生徒が自分を大切にし、お互いのよいところを認め合えるような心情を育て

ます。

#### ○人権教育の推進

教師自身が、「子どもの権利条約」等を学ぶなどして人権意識を高めた上で、生徒への人権教育を計画的に進めます。発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

#### ○体験活動の推進

宿泊研修や職場体験、ボランティア体験、地域での体験活動などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童生徒が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。

#### ○道徳教育の推進

「私たちの道徳」を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

## (2) いじめの未然防止

#### ○規律の確立

すべての生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、礼儀正しく、きまりを進んで守る学校文化を育てます。そのために、生徒の様子を観察し、褒めるべきときは褒め、叱るべきときは叱り、生徒の規範意識を高めます。

#### ○授業改善と学力の保障

すべての生徒にとって、有意義で学びがいのある授業を目指します。そのために公開授業や授業研究を行い、教師自身が学び合います。また、生徒のつまずきを見逃さず、個別対応により学力の保障に努めます。

#### ○自己有用感を感じさせる諸活動の運営

生徒指導の三機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を意識して委員会活動や学級活動、部活動その他の行事の企画運営を行います。生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

#### ○いじめ未然防止に向けた生徒の主体的活動の実施

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止のための取り組みを行います。そして、いじめの加害者、傍観者には決してならない決意を固めさせます。

#### ○家庭や地域との連携

家庭や地域の理解と協力が得られるよう努めます。そのために学校生活のようすや、本校のいじめへの対処方針等、情報を積極的に公開します。

#### ○ネットモラルに関する指導

インターネットや携帯電話・スマートフォン等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

### (3) いじめの早期発見

#### ○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

#### ○自己チェックの活用

「生活の記録」により、生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックをさせます。それを学級担任等が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

#### ○アンケートの実施

学期に 1 回、いじめの実態調査「学校生活あんしん度調査」を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

#### ○QU の活用

年間 1 回 QU を行います。その結果を担任が分析することによって、学級内の人間関係や生徒の心の変化を把握し、いじめ等の早期発見に努めます。

#### ○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取りと同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

#### ○家庭や地域との連携

家庭訪問や学校・学年だより、ホームページなどを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

### (4) いじめの早期対応

#### ○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守ります。

#### ○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。また、指導後もいじめが完全に解消されるまで継続して観察・指導します。

#### ○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

## (5) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

## 4 いじめの防止等のための組織

### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任  
養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
  - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
  - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
  - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践。
  - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
  - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
  - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
  - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、該当学年生徒指導担当者、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
  - ・個別面談による情報収集
  - ・継続的な支援
  - ・保護者や地域との連携
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や県総合福祉相談所などとの連携